

令和元年度大阪市動物愛護推進員研修開催結果
(大阪府動物愛護推進員研修会と合同開催)

1 開催日時

令和元年5月24日(金) 午後2時から午後4時

2 開催場所

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)41階 共用会議室
(大阪市住之江区南港北1丁目14-16)

3 研修内容

(1) 大阪府の事業紹介

大阪府動物愛護管理センター 島副主査

(2) 大阪府・大阪市における動物愛護推進員の役割

大阪府動物愛護管理センター 島副主査

大阪市健康局健康推進部生活衛生課 津崎担当係長

(3) 研修「災害時のペット対応」について

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 岡崎総括主査

(4) 連絡事項

4 参加人数

18名

〈内訳〉大阪市5名

大阪府13名

大阪市動物愛護推進員の役割

1 推進員の活動

動物の愛護及び管理に関する法律 第38条

大阪市動物愛護推進員設置要領 第2条（別紙1参照）

2 これまでの取組み

(1) 学校園主催の研修会において、動物の適正飼養や疾病に関する講師の派遣

(2) 学校園飼育動物についての相談対応（別紙2参照）

(3) 動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発（別紙3参照）

(4) イベント会場における犬猫の飼い方相談

名称：パートナーズドッグカーニバル

日時：平成31年4月27日（土）10時30分～16時

場所：花博記念公園鶴見緑地

参加者：大阪市動物愛護推進員3名（相談者：18組）



3 今後の取組み

大阪市では、動物関係業務担当職員を対象とした研修の講師依頼等を検討しています。また、2025年までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を達成するため、平成30年度に実施したアンケート結果をもとに、犬猫の適正飼養の推進、動物愛護教育の充実、動物愛護に関する広報の充実、動物愛護相談窓口の充実、ペットにかかる災害時対策等の行動計画に示す取組方針に沿って推進員の皆さんの御協力をお願いしたいと考えています。

大阪市動物愛護推進員設置要領

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下、「法」という。）第38条の規定に基づき、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進を図るため「大阪市動物愛護推進員」（以下、「推進員」という。）を設置する。

(推進員の活動)

第2条 推進員は、動物の適正飼養の普及や動物愛護精神の高揚を図り、人と動物が共生する社会づくりを推進するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深めること。
 - 二 市民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための繁殖を不能にする手術その他の措置に要する必要な助言をすること。
 - 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
 - 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養と愛護の推進のために国又は大阪市が行う施策に必要な協力をする。
 - 五 災害時において、国又は大阪市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする。
- 2 推進員が活動を行う場合には、適正飼養等の助言を受ける者の人格を尊重するとともに、プライバシーの保護に配慮し、公平公正な対応を行うものとする。
- 3 推進員は、大阪市が主催する研修会に参加すること等により、動物の適正飼養と愛護の推進について自己啓発に努めるものとする。

(任命等)

- 第3条 市長は大阪市動物愛護推進会議を構成する団体の長（以下、「団体の長」という。）の推薦に基づき、推進員を任命する。
- 2 「団体の長」は、大阪市内に在住又は勤務し、かつ動物愛護の推進に熱意と見識を有する者の中から、推進員として適当と認められた者を推薦する（様式第1号）ものとする。
- 3 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

(推進員の証)

第4条 推進員が活動に従事するときは、「大阪市動物愛護推進員の証」（様式

第2号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(推進員の解任)

第5条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期中であっても解任することができる。

- 一 推進員の活動範囲を著しく超え、再三にわたる注意を無視した場合。
 - 二 推進員としてふさわしくない行為をした場合。
 - 三 本人から辞任の申し出があった場合。
- 2 推進員は、前項の規定により解任された場合は、「大阪市動物愛護推進員の証」を市長に返納するものとする。

(報告)

第6条 推進員は、毎年度の活動実績について翌年度の4月20日までに、動物愛護推進員活動報告書により、大阪市動物愛護推進会議を経由して大阪市に報告するものとする。

(庶務)

第7条 推進員に関する庶務は、大阪市健康局健康推進部生活衛生課及び大阪市動物管理センターが行う。

(その他)

第8条 推進員の活動に伴う交通費については実費弁償とする。

第9条 この要領に定めるほか、推進員の活動に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(委員任期)

この要領により最初に委嘱を行った推進員の任期については、第3条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

(施行期日)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

平成17年 3月 7日 一部改正

平成18年10月20日 一部改正

平成19年 3月19日 一部改正

平成19年 4月 1日 一部改正

平成24年 4月 1日 一部改正

平成25年12月 2日 一部改正

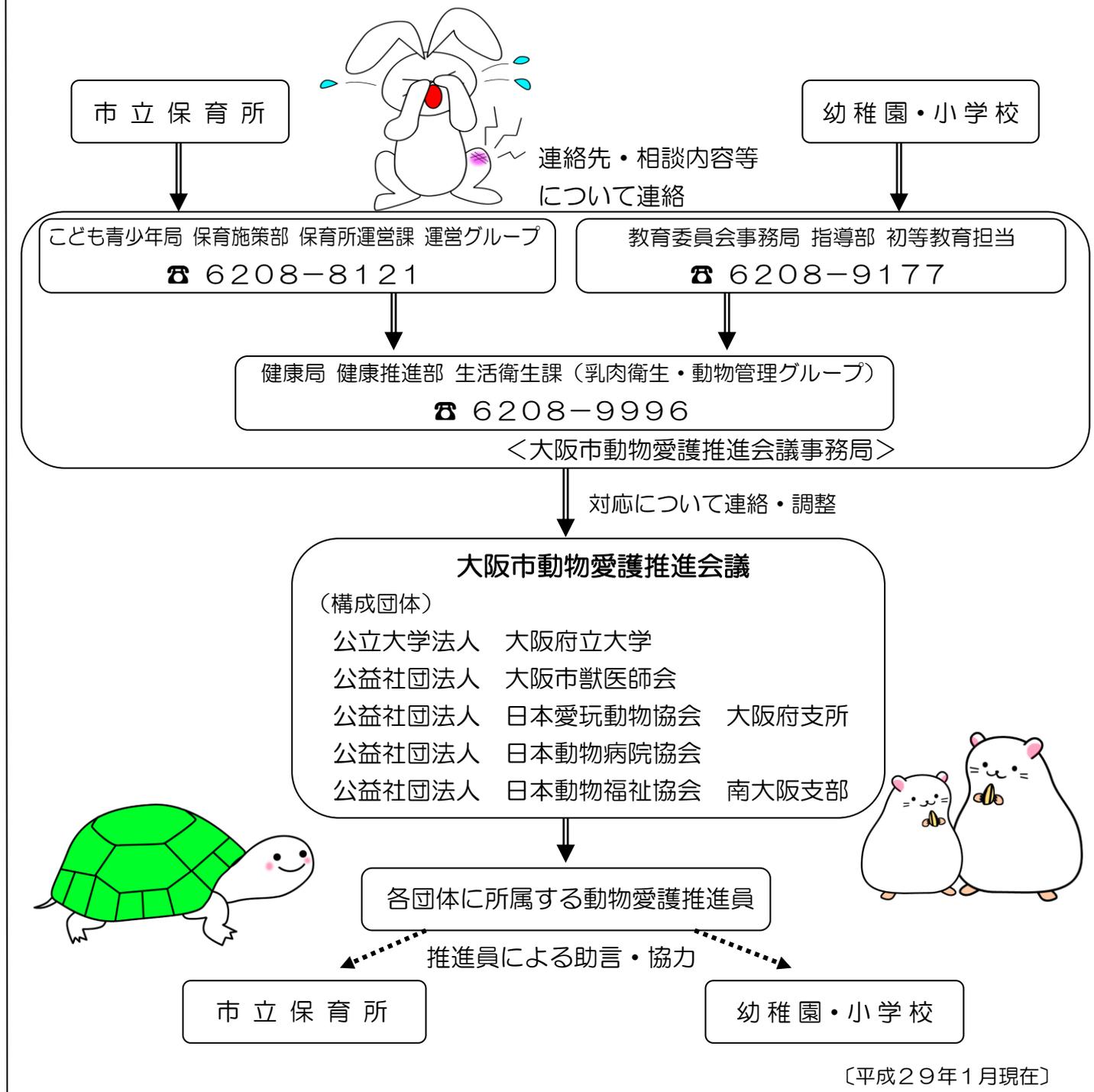
平成27年 4月 1日 一部改正

大阪市動物愛護推進会議からのお知らせ

本会議では、学校園で飼育している動物についての相談を受け付けております。学校園の飼育動物についての相談は、次のとおり行っておりますのでぜひご活用ください。



学校園飼育動物についての相談対応フロー



◇ 学校園で飼育している動物の病気やケガ等、お困りのことがございましたら、お気軽に上記の相談窓口へご相談ください。

たにん めいわく

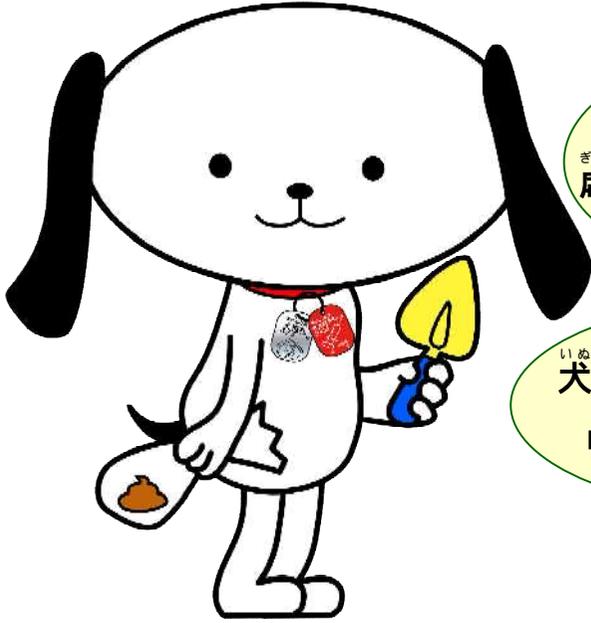
あなたのペットは他人に迷惑をかけていませんか？

か いぬ かなら とうろく
飼い犬は必ず登録し
 きょうけんびょうよ ぼう ちゅうしゃ う
狂犬病予防注射を受けさせ
 かんさつ ちゅうしゃすみひょう
鑑札・注射済票をつけましょう！

の らねこ あた
野良猫にエサを与えるなら、
 ふにん きよせいしゅじゅつ おこな
不妊・去勢手術を行い、エサの
 かたづ によろ あとしまつ
片付けやふん尿の後始末をする
 せきにん も
など、責任を持ちましょう！

によろ あとしまつ
ふん尿の後始末は
 か ぬし せきにん
飼い主が責任をもって！

か ねこ
飼い猫は
 しつないしいく
室内飼育を！



いぬ ねこ す
犬や猫を捨てたり
 ぎゃくたい はんざい
虐待することは犯罪です！

か ぬし
飼い主がわかるように
 れんらくさき か なふだ
連絡先を書いた名札を
つけましょう！

いぬ ぜったい はな が
犬は絶対に放し飼いしないで！
 なが ちゅうい
リードの長さにもご注意を！

ふこう いのち
不幸な命をふやさないで！
 ふにん きよせいしゅじゅつ
不妊・去勢手術をしましょう！

くわしくは裏面を
 ご覧ください。



大阪市「犬猫の理由なき
 殺処分ゼロ」ロゴマーク

大阪府では、ツイッターやフェイスブック
 を活用し、動物愛護施策に関する情報発信を
 しております。

おおさかワンニャン通信 [検索](#)

大阪府では、殺処分がなくなることを目指
 しておりますが、他の政令指定都市と比べ
 てもまだまだ多いのが現状です。

大阪市での犬猫の現状について [検索](#)

犬や猫の飼い方などについて記した「愛犬手帳」
 と「愛猫手帳」のデジタル版が閲覧できます。

大阪市デジタルブック [検索](#)

～ ご存知ですか？『動物愛護推進員』～

人と動物の調和のとれた共生社会をめざして、動物の愛護及び適正飼養の普及のために、積極的・自主的な活動をしていただくボランティアとして、大阪府は「大阪府動物愛護推進員」を委嘱しています。

動物愛護推進員は、動物に関する識見を有し、大阪府動物愛護推進会議の構成団体から推薦された獣医師、愛玩動物飼養管理士、動物看護師、日本動物福祉協会会員（動物ボランティア）など多様な分野の方々です。

大阪府では、平成 29 年 9 月現在、30 名の推進員が活動しています。

飼い主としてのマナーを守り
 みんなが快適に暮らせる美しい街づくりにご協力ください。

大阪市動物愛護推進会議

事務局：大阪府健康局健康推進部生活衛生課

ふん尿の後始末は飼い主が責任をもって！

もし、お家の玄関先にふんが放置されていたら...、あなたは平気ですか？
散歩の際は、ふんを取るための用具を携帯し、必ず、飼い主が責任をもって後始末をしましょう。特に、小さな子供が遊ぶ砂場では、絶対にふん尿をさせないでください。また、尿をした場合は洗い流すなどの配慮も必要です。ふん尿は自宅でさせた後、散歩に出かけるように習慣付けましょう。

飼い犬は必ず登録し狂犬病予防注射を受けさせ鑑札・注射済票をつけましょう！

登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)、鑑札(登録時に交付されます。)・注射済票(注射時に獣医師から交付された注射済証を区役所に提示し、注射済票の交付を受けてください。)の装着は狂犬病予防法で定められた飼い主の義務です。これらに違反した場合、20万円以下の罰金が科せられます。

「大阪市狂犬病予防注射業務委託動物病院」では、通年で登録及び鑑札・注射済票の交付の手続きを行うことができます。



ホームページ

大阪市 委託動物病院一覧

検索

犬は絶対に放し飼いしないで！リードの長さにもご注意を！

公園を含め、公共の場所で犬を放すことは条例で禁じられています。違反した場合は、捕獲・抑留されることがあります。

散歩は犬を制御できる人が行き、リードは適切な長さにしておきましょう。特に伸縮性のあるリードは、他人に迷惑をかけないように注意しましょう。

飼い主がわかるように犬鑑札や名札をつけましょう！

動物の愛護及び管理に関する法律で、動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有であることを明らかにするための措置を講ずるように努めなければならないと定めています。

狂犬病予防法で、鑑札及び狂犬病予防注射済票を犬に装着することが義務付けられています。



大切なペットが行方不明になったり、保護されたときに飼い主がわかるよう、飼い主の連絡先を記した首輪や名札、飼い主情報が特定できる「マイクロチップ」などを装着しましょう。

犬や猫を捨てたり虐待することは犯罪です！

誰かが拾って育ててくれるような幸運は期待できません。愛情と責任を持って終生飼養しましょう。みだりに殺し傷つけたり、遺棄した場合は、動物の愛護及び管理に関する法律により罰則が科せられます。

- ・殺したり傷つけた場合: 懲役2年以下または罰金200万円以下
- ・捨てたり虐待した場合: 罰金100万円以下

不幸な命をふやさないで！不妊・去勢手術をしましょう！

手術をすることにより望まない妊娠を防ぐことができるほか、性格が穏やかになり、繁殖時の鳴き声やけんかもなくなり、尿のにおいもうすくなります。また、手術をすることで、乳腺腫瘍などの病気を防ぐことができます。



特に猫は年に数回発情し、1回の交尾によってほぼ確実に妊娠しますので、知らないうちに不幸な子猫を増やしてしまうことになります。大阪市の統計では、殺処分される猫の9割が野良猫でそのほとんどが生まれてまもない子猫です。

ホームページ

大阪市 不妊去勢手術を受けさせましょう

検索

飼い猫は室内飼育を！

猫を屋外で放し飼いにしていると、交通事故やケンカで負傷したり、ほかの野良猫から病気をうつされることがあります。

あなたの知らないうちに、よその家でふん尿をしたり、物を壊したりして、迷惑をかけることもあります。愛する猫のためにも、室内飼育をしましょう。

野良猫にエサを与えるなら、不妊・去勢手術を行い、エサの片付けやふん尿の後始末をするなど、責任を持ち適切に世話をしましょう！



不妊・去勢をしない、ふん尿の後始末をしない、与えたエサの後片付けをしないなど、野良猫への無責任なエサやり行為には周囲の方が大変迷惑します。

野良猫による生活環境被害の軽減と野良猫の数を減少させることを目的に、大阪市では「所有者不明猫適正管理推進事業」を実施しています。この事業は、地域の皆様の合意のもと、野良猫の不妊・去勢手術を行い、その猫を地域で定めたルールに基づき地域の皆様が主体となって管理する取り組みです。

ホームページ

大阪市 野良猫による問題解決を目指して

検索